

第21回目

2012年11月9日(金曜日)
18:00 ~ 19:00

元安橋東詰からスタートし本通り、金座街を
往復します。毎週金曜に歩きます。

飛び入り歓迎
槍が降ったら中止します

広島2人デモ

雨天
決行

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/

調査・文責: 哲野イサク

チラシ作成: 網野沙羅

連絡先: sarah@inaco.co.jp



いてもたってもいられなくなった仕事仲間と恥も外聞も捨てて仕事の合間にたった2人でも歩く。
それが2人デモです。黙っていたら社会人としてだけではなく、企業人としても恥。
野田首相、あなたは恥を知るノダ!

活断層でない明確な証拠を 直ちに再稼働停止を

原子力規制委員会の『大飯原発敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合』は2012年11月2日現地調査を行い、11月4日(日)、7日(水)と評価会合を開きましたが4人の有識者の見解は分かれました。一つには**原発建設のため表土が剥ぎ取られており確たる証拠が出てこないことと工事中の地質資料の紛失が一部あるためです。**しかしそれより**本質的なスタンスに大きな違いがあった**ことが見解の相違の根本理由でした。4人の有識者のうち**3人は大きな話題になっているF-6破碎帯にのみ注目し、F-6破碎帯が『活断層である証拠』を見つけようとした。1人の委員はF-6破碎帯のみならず敷地内の破碎帯全部に注目、これらが『活断層でない証拠』を見つけようとした。どちらが安全サイドに立ったスタンス**でしょうか? もちろん『活断層でない証拠』を見つけようとするスタンスです。というのは、もし『活断層でない証拠』が見つければ、大飯原発の再稼働を継続してもこれが原因で苛酷事故が起こる可能性ははるかに小さくなります。もし『活断層でない証拠』が出ない場合は、**地震が原因で苛酷事故の起こる可能性は大きくなりますので、再稼働は取りあえず直ちに停止、という結論**になります。これが『安全サイド』に立った調査スタンスです。これに対して『活断層である証拠』を見つけようとするれば、証拠がある場合にはもちろん直ちに停止ですが、**証拠がない場合『活断層とはいえない』という結論**になります。この場合**活断層とは断定できないのだから『再稼働継続』**となります。これは『**原発推進サイド**』に立った調査スタンスです。

「安全サイド」か「原発推進サイド」か

考え方	結果	再稼働	スタンス
活断層ではない証拠	ない	直ちに停止	安全サイド
	ある	継続	安全サイド
活断層である証拠	ない	継続	原発推進サイド
	ある	停止	原発推進サイド

(裏面につづく)

閃電

危険で
違法な

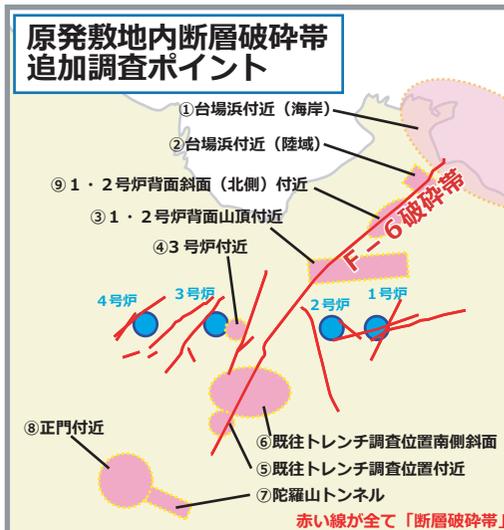
大飯原発再稼働を 止めましょう

日本市民にさらなる被曝を強制する 原子力規制委員会

規制は常に安全サイドに立つべきです

放射線被曝に安全量はない

世界中の科学者によって一致承認されています。



【参照資料】原子力規制委員会:「関西電力(株)大飯発電所 破碎帯追加調査の進捗状況」の2012年10月9日付け「追加調査計画図」及び「原子力規制庁による観察状況」(10月1日~9日)
http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/doukou/taishin/hasaita/ichousa/data/ooi/chousakeikaku02_ooi.pdf

中央のF-6の破断帯だけが問題視されており、
原子炉直下や付近に存在するその他の断層、
破碎帯は渡辺教授以外、問題にしていない。

IAEA (国際的原発推進エンジン) の言うなりに市民に過酷な被曝を 強制する日本の原子力規制委員会 と官僚たち (原子力規制庁)

原子力規制委員会は2012年10月24日第7回原子力規制委員会を開催し、当面の大きな課題『原子力災害対策指針』について討議しました。その討議の材料として今後原発が福島事故並の苛酷事故を起こした場合、どこまでが避難区域となるかのシミュレーションデータも公表しました、このシミュレーションデータはパラメータ(変数)の入カミスや一部条件設定のおかしさなどもあり、その後2回も訂正され、シミュレーションデータそのものの内容に批判が集まりました。しかしそれは問題の本質ではありません。本質的な問題はこのシミュレーションの前提となる避難基準に『急性被曝実効線量1シーベルト及び7日間で100ミリシーベルトの被曝』の2つの**基準**が使われたことです。

国際放射線防護政策 (被曝強制政策)

ABCC = 放射線影響研究所の
被曝者寿命調査 (LSS) など

研究資料・データ提供
※外部被曝のみ焦点を当てた研究
アメリカの核開発分野に研究データ利用

原子放射線の影響に関する
国連科学委員会 (UNSCEAR)

放射線リスク評価

ICRP Pub.103 2007年勧告
2008年 ICRP Pub.109

国際放射線防護委員会 (ICRP)

リスクモデル作成
防護基準作成

※原発の便益優先を掲げる科学者集団

国際原子力機関 (IAEA)

放射線防護安全基準作成

2007年 IAEA 安全基準
(No. GS-G-2.1)

※原発ビジネスの推進・斡旋をする国際的な機関

日本の原子力規制委員会 新原子力安全規制制度の整備 現在進行中
原子力災害対策指針 2013年7月公布・施行予定

※国際的な原発推進機関のコントロール下
日本自らが決めず、また日本国民の生命・健康優先ではない

(裏面につづく)

活断層でない明確な証拠を 直ちに再稼働停止を

<表面から続き>安全サイドに立った唯一人の専門家有識者、東洋大学の渡辺満久教授は、「F-6 はもちろん、F-6 以外にも敷地内に活断層が存在する。再稼働は直ちに停止し、徹底的な調査をすべき。これは暢気（のんき）な学術調査ではない。原発関連の活断層評価においては科学的であるかそれ以上の活断層定義をもって安全側に配慮すべきである」と述べました。これが**市民の安全側に立った真の科学者の態度**といえましょう。**科学は原発推進のためにあるのではなく、私たち市民生活の安全と質の向上のためにあるのです。**

大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 4人の識者見解

有識者名	所属	身分	見解
廣内大助	信州大学	准教授	F-6につき地滑りと断定できない。年代が特定できない。活断層とも断定できない。追加調査が必要。
重松紀生	産業技術総合研究所	主任研究員	F-6につき断層運動の痕跡は見つけれなかった。ボーリングコアに基づくデータの追加が必要。
渡辺満久	東洋大学	教授	12～13万年前の堆積物が無いのであるから、活断層であることを否定することはできない。最重要施設の直下に活断層が存在する。「F-6」以外にも、活断層が敷地に存在する。
岡田篤正	立命館大学	教授	F-6が活断層であるかわからない。

【資料参照】原子力規制委員会 web サイト「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」
http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisyu/ooi_hasaitai/

東洋大学・渡辺満久教授の見解

・活断層の定義について

これまでの、「確認できない」ことを「活動していない」として誤魔化してきた。今後の原子力関連施設周辺における活断層評価においては、科学的定義と同等かむしろ厳しく、より安全側に配慮した「活断層の定義」を定めるべきである。

・今後の追加調査について

「結論はまだ早い」「慎重に」という意見は不要。「暢気な」学術調査ではない。「ない」ことを理屈付ける調査は不要である。原子力発電所をすぐに停止し、すべてを調べ直す覚悟で調査すべきである。

まとめ

1. 大飯原子力発電所の最重要施設の直下に活断層は存在する。
2. 「F-6」以外にも、活断層が敷地に存在する。
3. 現在の応力場で動きうるものである。
4. これらが見落とされ、現在になって問題が顕在化した理由は事業者の不適切な調査と非科学的解釈に基づく国の杜撰な審査にある。

【参照資料】大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第1回評価会合より渡辺満久氏追加資料より
http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisyu/ooi_hasaitai/data/0002_14.pdf

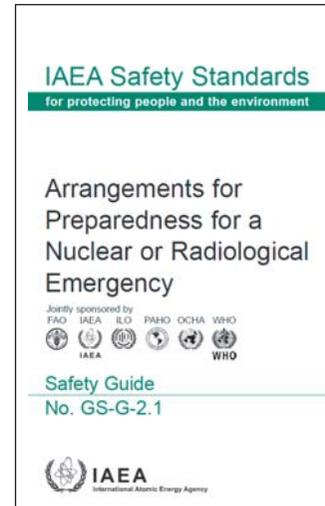
IAEA（国際的原発推進エンジン）の言うなりに市民に過酷な被曝を強制する日本の原子力規制委員会と官僚たち（原子力規制庁）

<表面から続き>これは 1986 年のチェルノブイリ事故の避難基準（事実上 5 ミリシーベルト以上の被曝）、や昨年の福島事故の避難基準（事実上 20 ミリシーベルト以上の被曝）をさらに上回る苛酷な基準です。無茶苦茶な避難基準であり、**100 ミリシーベルト未満は避難させずに被曝を強制しようとするもの**です。さらに問題は原発立地自治体あるいは周辺自治体（半径 30km 以内）は、この前提に基づいて原発防災計画を立て避難計画を策定し、これが事実上『再稼働の条件』の一つとなることです。どうして原子力規制委員会は市民を人間扱いしていない『避難基準』を前提としたのでしょうか？

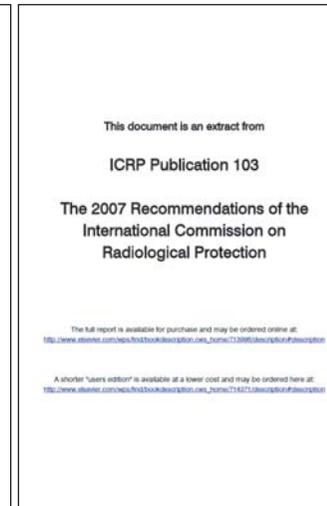
1986 年のチェルノブイリ事故は国際的な原発推進勢力にとって大きな傷手でした。そしてこのような苛酷事故に対応するため、それまでの被曝許容限度を大幅に上げる新たな基準作りに取りかかりました。それまでの被曝許容限度だと**チェルノブイリ級の事故が起こった場合 100 万人規模以上での避難・強制移住をさせなくてはならなくなり莫大なコストが必要になること、またそれ以上に原発に対する嫌悪が世界の大衆に広がることを恐れたため**でした。2000 年代に入って本格的に進められた『さらなる被曝強制

政策』は **2007 年国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告 (Pub.103)** で明らかにされました。それまでにはなかった『緊急時被曝状況』という新たな『状況』を作りだし、本来『公衆の被曝は年間 1 ミリシーベルト以下』が基準だったのに『苛酷事故時は 20 ミリシーベルトから 100 ミリシーベルト』の間で許容するというものでした。現在福島県の一部で年間 20 ミリシーベルトまで許容する上限値が適用されていますが、これは ICRP2007 年勧告に根拠を持つものです。またこの ICRP 勧告に基づいて、国際的な原発推進機関 **IAEA は 2007 年に新たな『安全基準』(それは事実上の被曝強制基準です)『核または放射線緊急事態への準備』(GS.G.2.1)** を打ち出し、苛酷事故時の避難は『1 年間または最初の 7 日間で 100 ミリシーベルトの予想被曝』という“安全基準”を加盟各国に押しつけることにしたのです。今現在原子力規制委員会が議論している『原子力災害対策指針』はまるきりこの **2007 年 IAEA “安全基準”のコピー・翻訳** です。日本の市民の安全を無視し国際的な原発推進機関の言うなりに被曝を強制する原子力規制委員会の政策はやめさせ、『安全の主権』を市民の手に取り返さなくてはなりません。

2007 年 IAEA 安全基準 表紙



ICRP Pub.103 2007 年勧告表紙



2009 年 ICRP Pub.109 の日本語訳『緊急時被曝状況における人々に対する防護のための委員会報告の運用』

